

## 荒尾市民病院 診療材料等の物品管理（SPD）システム業務委託に係るプロポーザル審査要領

荒尾市民病院 診療材料等の物品管理（SPD）システム業務委託に係るプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号全てを満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「荒尾市民病院 診療材料の物品管理（SPD）システム業務委託実施要領」（以下「実施要領」という）に規定する参加資格要件を全て満たす参加者
- (2) 実施要領に定めた、適切な書類を期限内に提出した参加者

### 2 評価の項目及び点数

評価基準点（総合点数）は100点とし、評価項目と評価項目毎の配点は次のとおりとする。

- (1) 受託実績..... (5点)
- (2) 業務従事者の確保及び配置計画..... (5点)
- (3) 地域貢献..... (5点)
- (4) SPD業務運営の基本的考え方..... (5点)
- (5) SPD業務の運営方針と体制..... (15点)
- (6) 診療における安全確保体制..... (5点)
- (7) 受託準備体制..... (5点)
- (8) 病院建設・移転..... (10点)
- (9) 災害時対応等..... (5点)
- (10) 経営効率化に向けた情報提供体制..... (10点)
- (11) 価格評価..... (30点)

### 3 得点配分

- (1) 技術評価点..... (70点)
- (2) 価格評価点..... (30点)

### 4 審査基準

評価基準点（総合点数）＝技術評価点＋価格評価点

- (1) 技術評価点：評価項目（1）～（10）
- (2) 価格評価点：評価項目（11）

### 5 評価委員会

参加者から選出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション時間は1社15分とする。
- (2) プレゼンテーション終了後、質疑応答の時間を5分間設ける。
- (3) プレゼンテーションの順番及び個別の開始時間については別途通知する。

### 6 審査の方法

- (1) 評価委員会では、事前に提出された提案書とプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について、別紙の「荒尾市民病院 診療材料等の物品管理（SPD）システム業務委託に係るプロポーザル審査評価基準」に基づいて審査を行う。
- (2) 全ての参加者の審査が終了した時には、各評価委員の審査結果（得点）を集計後、最高得点数の者を候補者とし、次順位の者を次点者として選定する。
- (3) 最高得点の者が複数ある場合は、プロポーザル評価委員会により協議等を実施し、実績等を加味のうえ、最優秀提案事業者を特定する。